

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(1)災害救助、弔慰金、支援金、見舞金					
災害救助法の適用	<p>災害にかかった者の基本的な生活権の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とし、応急的・一時的な救助を行う。</p> <p>●救助の種類</p> <p>①避難所、応急仮設住宅の設置</p> <p>②炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>③被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>④医療及び助産</p> <p>⑤被災者の救出</p> <p>⑥被災住宅の応急修理</p> <p>⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>⑧学用品の給与</p> <p>⑨埋葬</p> <p>⑩死体の捜索及び処理</p> <p>⑪住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</p>	被災市町村	<p>適用条件等の定めるところにより適用する。</p> <p>①住家等への被害が生じた場合 (住家滅失要件有り)</p> <p>②生命・身体への危害が生じた場合</p>	県が、市町村の被害状況報告をもとに適用する。	<p>●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194</p> <p>●各市町村</p>
災害弔慰金の支給	<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給する。</p> <p>●支給額 生計維持者500万円、その他250万円</p> <p>●費用負担 国1/2、県1/4、市町村1/4</p>	災害により死亡した者の遺族	<p>①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害</p> <p>②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害</p> <p>③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害</p> <p>④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害</p>	市町村が条例に基づき、を支給する。 (その後、市町村は県に、県は国に弔慰金の申請を行う)	<p>●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194</p> <p>●各市町村</p>
災害障害見舞金の支給	<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>●支給額 生計維持者250万円、その他125万円</p> <p>●費用負担 国1/2、県1/4、市町村1/4</p>	災害により重度の障害を受けた者	<p>①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害</p> <p>②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害</p> <p>③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害</p> <p>④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害</p>	市町村が条例等に基づき、障害見舞金を支給する。 (その後、市町村は県に、県は国に障害見舞金の申請を行う)	<p>●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194</p> <p>●各市町村</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
災害援護資金の貸付	「災害甲慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害援護資金を貸し付ける。 ●貸付限度額 350万円 ●貸付金利 年3%	災害救助法適用災害により、被害を受けた世帯主 ・世帯主が1月以上の療養を要する負傷 ・住居又は家財の概ね1/3以上の被害 ※世帯全体の所得制限がある。(1人世帯の場合、収入220万円以下)	都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害	市町村が条例等に基づき、被災者に貸付する。(その後、市町村は県に、県は国に貸付金の申請を行う)	●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194 ●各市町村
被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する。支援金は下記の①と②の合計額。ただし、単身世帯は各該当金額の3/4 ① 基礎支給金 ・全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯 100万円 ・大規模半壊世帯 50万円 ② 加算支給金 ・住宅を建設・購入する世帯 200万円 ・住宅を補修する世帯 100万円 ・住宅を賃借する世帯(公営住宅を除く) 50万円	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)	① 災害救助法が適用(住家滅失要件による適用のみ)となった災害 ②市町村で10世帯以上の住宅が全壊した災害 ③県で100世帯以上の住宅が全壊した災害 ④①又は②の市町村を含む県において、人口10万人未満の市町村で、5世帯以上の住宅が全壊した災害 ⑤①～③に隣接する人口10万人未満の市町村で、5世帯以上の住宅が全壊した災害 ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合で、次の災害 ・人口10万人未満の市町村で5世帯以上の住宅が全壊した災害 ・人口5万人未満の市町村で2世帯以上の住宅が全壊した災害	被災者 ↓ 市町村 ↓ 県 ↓ (財)都道府県会館 ↓ 被災者	●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194 ●各市町村

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(財)福島県罹災救助基金協議会給付金の交付	<p>(財)福島県罹災救助基金協議会の定める基準に基づき、給付金を交付する。</p> <p>①救助費、死亡見舞金、障害者見舞金</p> <p>●給付金の額</p> <p>【救助費】(世帯当たり)全壊7万円、半壊4万円、床上浸水3万円 (世帯人員一人当たり) 全壊1万円 半壊5千円</p> <p>【死亡見舞金】(災害弔慰金が支給される場合を除く) 生活主宰者15万円 15歳以上(中学生を除く)10万円 15歳未満5万円</p> <p>【災害障害見舞金】(災害弔慰金が支援される場合を除く) 生活主宰者7万5千円 15歳以上(中学生を除く)5万円 15歳未満2万5千円</p> <p>②生活再建給付金</p> <p>自然災害(被災者生活再建支援法適用災害)により住家が全壊又は全壊と同等の被害を受け、被災者生活再建支援法の適用外となった市町村に居住する被災者に対し支給する。</p> <p>●給付金給付の条件及び額: 支援法に同じ</p>	<p>①自然災害により住家が全壊(全焼)、半壊(半焼)、床上浸水したとき 自然災害により死亡又は負傷・疾病による障害が残ったとき</p> <p>②自然災害(被災者生活再建支援法適用災害)により住家が全壊又は全壊と同等の被害を受けたが、被災者生活再建支援法の適用外となった市町村に居住する被災者</p>	<p>市町村(申請書提出) ↓ (財)福島県罹災救助基金協議会 ↓ 市町村へ給付金交付 ↓ 被災者</p>	<p>市町村(申請書提出) ↓ (財)福島県罹災救助基金協議会 ↓ 市町村へ給付金交付 ↓ 被災者</p>	<p>●(財)福島県罹災救助基金協議会 (生活環境部災害対策課内) TEL 024-521-7194</p> <p>●各市町村</p>
公益信託うつくしま基金「災害救援緊急支援コース」の助成	<p>県内で災害救助法が適用された大規模な災害の発生時において、福島県民によって主体的に行われる災害救援活動に対し助成する。</p> <p>○助成金 上限100万円(一定の実績を有する場合は上限500万円)</p> <p>○助成率 活動費の8/10</p>	<p>ボランティア活動をはじめとする公益的活動を行う団体(法人はNPO法人に限る。)、グループ及び個人(個人の場合は共同参加者2名以上が必要)</p>	<p>災害救助法が適用された大規模な災害が発生後、基金が定める募集要項に沿って応募のあった活動で、基金の運営委員会の書類審査により選考されたもの</p>	<p>災害救助法が適用された大規模な災害が発生 ↓ 基金が募集要項により募集 ↓ 応募 ↓ 書類審査 ↓ 助成の決定 ↓ 助成金の交付</p>	<p>●公益信託うつくしま基金事務局(東邦銀行 法人営業部) TEL 024-523-3131(代表)</p>